

## 白河市複合施設基本設計検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 白河市民会館跡地に整備する複合施設の基本設計を策定するため、白河市複合施設基本設計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 複合施設の基本設計に関すること
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、当該委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募により選出する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、複合施設の基本設計の策定が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画政策課地域拠点整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、複合施設の基本設計の策定が完了した日限り、その効力を失う。